

徳島県告示第百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
クレド合同会社	徳島市吉野本町六丁目二〇番地の二三	クレド訪問看護ステーション 徳島	徳島市吉野本町六丁目一アベニューモリStⅢ 五〇二号	訪問看護	令和六年三月一日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	ツクイ徳島訪問看護ステーション	同 八百屋町二丁目七 徳島センタービル四階	同	同
合同会社M・K	徳島市国府町佐野塚字新田八番地一	デイサービスセンター シンシア	阿波市吉野町西条字西大竹六六―一	通所介護	同